オーバーツーリズムの 未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業

<u>システム操作マニュアル</u> (変更申請)

Version_{1.0}

オーバーツーリズムの 未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局

発行日	ページ	内容

目次

1	. はじめに	
	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	推奨環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	申請上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	ファイル名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	. 変更申請画面へのアクセス方法	
	①申請画面にアクセス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	②マイページにログインする ・・・・・・・・・・・	6
	③マイページトップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	④変更申請トップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	. 変更申請の登録方法	
	①変更申請トップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	②変更申請入力(登録事項変更)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	③変更申請入力(計画変更) ・・・・・・・・・ 1	4
	④変更申請入力(計画変更 経費の登録・更新の場合)・・・・2	5
	⑤変更申請一時保存 ・・・・・・・・・・・・・・2	Ç
	⑥変更申請完了 ・・・・・・・・・・・・・ 3	1
4	・事故報告申請の登録方法	
	①変更申請トップ・・・・・・・・・・・・・・・・3	4
	②事故報告申請入力(登録事項変更) ・・・・・・・・3	5
	③事故報告申請一時保存 ・・・・・・・・・・・3	6
	④事故報告申請完了 · · · · · · · · · · · · · · · · 3	8

目次

4.	取り	下げ・	・廃止	申請の)登録方法
----	----	-----	-----	-----	-------

①変更申請トップ ・・・・			• •	• •		•	4 (
②取り下げ・廃止申請入力	(交付申請取り	下げ)		•		•	4
③取り下げ・廃止申請入力	(事業の廃止)				•	•	4 2
④取り下げ・廃止申請一時係	保存・・・・					•	4 3
⑤取り下げ・廃止由詩皇子							1

はじめに

本マニュアルは、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の申請方法について説明した資料です。申請にあたっては、本マニュアルのほか、必ず公募要領もご確認ください。

変更申請機能は交付の決定後にのみご利用いただけます。申請がまだお済みでない方は交付申請からご対応ください。

推奨環境

電子申請システムを快適にご利用いただくため、以下の環境によるご利用を推奨いたします。

ブラウザ	推奨(動作)バージョン			
・Windows版 GoogleChrome ・Mac版 Safari	最新のバージョンのテストおよびサポートに努めています。			

申請上の注意

- 締切日直前はコールセンターの電話、電子申請システムが混雑することが想定されます ので、余裕をもって申請を行ってください。
- 申請入力中に一定の時間を超えるとタイムアウトとなり、一時保存していないデータが消えてしまうためご注意ください。
- 電子申請システムには一時保存機能がございます。変更申請フォームの最下部にある 「ステータス」を「一時保存する」にて申請を進めてください。
- 「一時保存する」「経費を登録・更新する」を行う場合も必須項目を全て埋めてください。
- ブラウザの「戻る」ボタン(「←」のような矢印ボタン)を使用すると入力内容がすべて削除されてしまうのでご注意ください。
- 電子申請システムはJavaScriptを使用しています。JavaScriptを無効にしている場合には、 正常な動作が行われない箇所がございますのでご注意ください。

はじめに

ファイル名について

提出資料のファイル名は、「**書類名_事業者名**」の命名規則に従って付けてください。 なお、区切りには半角のアンダーバー (_)を使用してください。

ファイル名の例

- 補助対象事業の概要資料_○○市.pdf
- 登記事項証明書(不動産登記簿謄本)_○○○観光地域づくり法人.pdf

変更申請画面へのアクセス方法

① 申請画面にアクセス

Webブラウザを起動して、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」のポータルサイトを表示し、「マイページログイン」のリンクをクリックします。

URL: https://www.sustainable-tourism-suishin.go.jp



(TOPページ)

② マイページにログインする



- ■補助対象事業用マイページログイン 画面で「ログインID」「パスワード」 を入力して、「ログイン」をクリック します。
- ■初めてログインする方はパスワード 登録が必要です。

「パスワードの登録・再登録はこちら」をクリックしてください。

システム操作マニュアル(補助対象事業者用アカウント登録)のP.14「⑨パスワード設定画面のアクセス」~P.17「⑭パスワード登録の完了」をご参照ください。

パスワードを変更(再登録)する場合は、P.20「① パスワード変更(再登録)」をご参照ください。

2

変更申請画面へのアクセス方法

③ マイページトップ



マイページトップ画面に遷移しますので、「変更申請」をクリックします。

変更申請機能は交付の決定後にのみ ご利用いただけます。 申請がまだお済みでない方は 交付申請からご対応ください。

④ 変更申請トップ



変更申請トップ画面に遷移します。

① 変更申請トップ



変更申請トップ画面に遷移します。 「変更申請する」をクリックして申請 に進みます。

② 変更申請入力 (登録事項変更)

ログイン後「変更申請フォーム」画面が表示されますので、申請種類の選択後、申請情報 の各項目を入力してください。一定の時間を超えるとタイムアウトとなり、一時保存してい ないデータが消えてしまいます。本システムには一時保存機能もございますので、適宜ご利用ください。



①申請の種類

登録した事業者情報(口座情報などを含む)の変更をしたい場合には「登録事項変更」を選択してください。

計画内容や経費の変更をしたい場合の申請方法はP.14~24「③変更申請入力(計画変更)」、P.25~28「③変更申請入力(計画変更 | 経費の登録・更新の場合)」をご確認ください。

② 変更申請入力(登録事項変更)

下記画面は「申請の種類」が「登録事項変更」の場合です。



②登録事項変更の種類

該当するものを選択してください。

- ・法人における社名・所在地・代表者名の変更
- ・個人事業主が法人化する場合の変更
- ・個人事業主の事業譲渡等による変更(全事業)
- ・個人事業主の事業譲渡等による変更(一部事業)
- ・法人の会社合併による変更
- ・法人の会社分割による変更
- ・施設名称の変更
- ・事業主死亡による承継
- ・その他

登録事項変更

③(変更後)補助対象事業者名

変更がある場合は更新してください。

④(変更後)補助対象事業者名フリガナ

変更がある場合は更新してください。

⑤(変更後)法人番号

変更がある場合は更新してください。

② 変更申請入力(登録事項変更)



⑥ (変更後)住所_郵便番号

変更がある場合は更新してください。

⑦ (変更後)住所_都道府県

変更がある場合は更新してください。

⑧ (変更後)住所_市区町村域

変更がある場合は更新してください。

9 (変更後)住所_番地

変更がある場合は更新してください。

⑩ (変更後)住所_建物名

変更がある場合は更新してください。

①(変更後)メールアドレス

変更がある場合は更新してください。

迎(変更後)電話番号

変更がある場合は更新してください。

② 変更申請入力(登録事項変更)



変更口座情報

③ (変更後)金融機関情報

変更がある場合は更新してください。 「金融機関選択」ボタンをクリックすると 「銀行データ検索画面」が表示されますので、 金融機関情報を選択してください。以下の金融 機関情報が自動反映されます。

- · (変更後)金融機関名称
- ・(変更後)金融機関名称カナ
- ・(変更後)金融機関番号
- · (変更後)支店名称
- ・ (変更後)支店名称カナ
- · (変更後)店番

(少) (変更後)預金種類:下記プルダウンから選択変更がある場合は更新してください。

- ・普通預金
- 当座預金
- その他

15 (変更後)口座番号

変更がある場合は更新してください。 半角数字で入力してください。

※ゆうちょ銀行の場合は銀行振込用の口座番号を入力ください。

16 (変更後)口座名義-漢字

変更がある場合は更新してください。 全角50文字以内で入力してください。

① (変更後)通帳記載または登録のカタカナ表記

変更がある場合は更新してください。 半角50文字以内で入力してください。

(18) (変更後)口座名義のわかる通帳口座証明書

口座に変更情報がある場合は更新してください。

② 変更申請入力(登録事項変更)



変更口座情報

19その他の補足資料

※必要に応じて補足する資料を提出できます。 ※アップロードできるファイルの種類はPDF、 Jpg、Jpeg、png、Excel (.xlsx)、Word (.docx)、 PowerPoint (.pptx) に限ります。 ※1ファイルあたりのファイルサイズは10MBまでです。

※最大5ファイルまで添付可能です。

20 その他の補足資料 ステータス

- ・一時保存する
- ...入力が一時保存されます。
- ・申請を完了する
- ...最終確認画面に遷移します。

③ 変更申請入力(計画変更)

ログイン後「変更申請フォーム」画面が表示されますので、申請種類の選択後、申請情報 の各項目を入力してください。一定の時間を超えるとタイムアウトとなり、一時保存してい ないデータが消えてしまいます。本システムには一時保存機能もございますので、適宜ご利用ください。



①申請の種類

計画内容や経費の変更をしたい場合には「計画変更」を選択してください。

計画内容や経費の変更をしたい場合の申請方法はP.9~13 「②変更申請入力(登録事項変更) | をご確認ください。

③ 変更申請入力(計画変更)

下記画面は「申請の種類」が「計画変更」の場合です。



計画変更

②計画変更申請事項

同意する場合、選択してください。

③補助対象事業の計画変更詳細及び理由

※③もしくは④のいずれかを必ずご記入ください。

④経費配分の変更詳細及び理由

※③もしくは④のいずれかを必ずご記入ください。

⑤(変更後)補助対象事業

変更がある場合は更新してください。 ※採択された事業内容以外の申請は認め られません。

③ 変更申請入力(計画変更)



⑥ (変更後)実施内容(自由入力)

変更がある場合は更新してください。 ※採択された事業内容以外の申請は認め られません。

⑦ (変更後)補助対象事業の概要資料

変更がある場合は登録してください。 例)購入物品がわかるカタログ、整備場 所がわかる図面 など

※アップロードできるファイルの種類は PDF、Jpg、Jpeg、png、Excel (.xlsx)、 Word、PowerPoint (.pptx) に限ります。 ※1ファイルあたりのファイルサイズは 10MBまでです。

※最大5ファイルまで添付可能です。

⑧ (変更後) 事業スケジュール (様式5)

変更がある場合は登録してください。
※公募申請時の事業スケジュールをもと
に、補助対象事業ごとの具体的なスケ
ジュールに更新してください。内容変更
なければ同じものを添付してください。
※アップロードできるファイルの種類は
Excel (.xlsx) に限ります。

※1ファイルあたりのファイルサイズは 10MBまでです。

⑨ (変更後)事業開始予定日

変更がある場合は更新してください。 ※交付決定後に事業開始が可能となりま す。

⑩ (変更後)事業 (精算) 完了日

変更がある場合は登録してください。 ※最終的な精算まで全て完了できる日

① (変更後)補助対象事業における駐車場 等土地の整備の有無:下記から選択

変更がある場合は登録してください。

- 整備あり
- 整備なし

③ 変更申請入力(計画変更)

下記画面は「補助対象事業における駐車場等土地の整備の有無」で「整備あり」を選択した場合に表示されます。「整備なし」を選択した場合は表示されません。



② (変更後)登記事項証明書(不動産登記 簿謄本)の写し

変更がある場合は登録してください。

※整備する土地の契約者が分かる証明書 をご提出ください。

※アップロードできるファイルの種類は pdf、jpeg、pngに限ります。

※1ファイルあたりのファイルサイズは 10MBまでです。

③ (変更後)土地所有者との運営委託契約 を証明できる書類(賃貸借契約書等)の写 し

変更がある場合は登録してください。 ※整備する土地の契約者が、補助対象事 業者と異なる場合に追加でご提出ください。

※アップロードできるファイルの種類は pdf、jpeg、pngに限ります。

 $\frac{1}{2}$ 17 $\frac{1}{2}$ 17 $\frac{1}{2}$ 10 $\frac{1}{2}$ 1

③ 変更申請入力(計画変更)



⑭(変更後)消費税の適用について該当す る補助対象課税区分:下記から選択

変更がある場合は更新してください。

- ・課税事業者
- ・簡易課税事業者
- · 免税事業者
- ・国又は地方公共団体 (一般会計に係る 業務として事業を行う場合)
- ・消費税法別表第3に掲げる法人、国又 は地方公共団体(特別会計を設けて事業 を行う場合)のうち課税事業者であるが 税込みでの申請を行う事業者
- ・課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する課税事業者
- ・インボイス発行事業者のうち、2割特例を適用する事業者

※消費税の区分によって、提出証憑や補助対象経費の算定方法が異なります。

③ 変更申請入力(計画変更)

下記画面は⑭ 「(変更後)消費税の適用について該当する補助対象課税区分」が以下の場合に表示されます。

- ・簡易課税事業者
- ・免税事業者
- ・インボイス発行事業者のうち、2割特例を適用する事業者



⑮ (変更後)消費税を含めた金額を補助対 象経費としている場合の課税区分証明証 憑

※アップロードできるファイルの種類は PDF、Jpg、Jpeg、png、Excel(.xlsx)、 Word、PowerPoint(.pptx)に限ります。 ※1ファイルあたりのファイルサイズは 10MBまでです。

※最大2ファイルまで添付可能です。

下記画面は⑭ 「(変更後)消費税の適用について該当する補助対象課税区分」が以下の場合に表示されます。

- ・消費税法別表第3に掲げる法人、国又は地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合)のうち 課税事業者であるが税込みでの申請を行う事業者
- ・課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する課税事業者



(16) (変更後)事業完了日を含む会計年度の 決算が確定次第、以下の書類を提出致し ます。

左記の内容に同意する場合選択してください。

③ 変更申請入力(計画変更)



① (変更後)関係会社等からの調達有無

変更がある場合は更新してください。 ※補助対象事業者が以下の①~③の関係にある会社から調達を受ける場合 (他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む)を、利益等排除の対象とします。

- ① 補助対象事業者自身 (自社)
- ② 補助対象事業者の関係会社(下記③を 除く)
- ③ 補助対象事業者(法人の場合は補助対象事業者の株主)の親族又は親族が所有する会社

※利益等排除の対象範囲となる具体的な関係会社の範囲は、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に準じて判定してください。

親族の範囲は、民法第725条で定義されている六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族に準じて判定してください。

下記画面は⑰ 「関係会社等からの調達有無」が「調達あり」の場合に表示されます。



⑱ (変更後)利益排除証憑

※提出証憑については公式ポータルサイト(https://www.sustainable-tourism-suishin.go.jp/)の「利益排除に関する考え方」をご参照ください。

※アップロードできるファイルはPDF、 Jpg、Jpeg、png、Excel (.xlsx) 、Word、 PowerPoint (.pptx) に限ります。

※1ファイルあたりのファイルサイズは 10MBまでです。

※最大5ファイルまで添付可能です。

③ 変更申請入力(計画変更)



⑩(変更後)補助対象事業における実証運 行および外部委託の有無:下記から選択 変更がある場合は更新してください。

- ・実証運行あり(外部委託あり)
- ・実証運行あり(外部委託なし)
- ・実証運行なし

下記画面は⑲ 「(変更後)補助対象事業における実証運行および外部委託の有無」が「実証運行あり (外部委託なし) | の場合に表示されます。



② (変更後)管轄する運輸局で公示している下限運賃表 または 運輸局に届出している実施運賃がわかる証憑の写し

※アップロードできるファイルの種類は、pdf、jpg、jpeg、pngに限ります。 ※1ファイルあたりのファイルサイズは 10MBまでです。

下記画面は⑲ 「 (変更後)補助対象事業における実証運行および外部委託の有無」が「実証運行あり (外部委託あり)」「実証運行あり(外部委託なし)」の場合に表示されます。

「実証運行あり(外部委託あり)」の場合



② (変更後)実証運行の積算書(様式6)

※実証運行の際の原価を入力してご提出 ください。

※アップロードできるファイルの種類は、 Excel (.xlsx) に限ります。

※1ファイルあたりのファイルサイズは 10MBまでです。

③ 変更申請入力(計画変更)



②(変更後)経費の見積書(採用事業者)

変更がある場合は登録してください。 ※2者の見積書を取得し、価格が安いほうを採用として添付してください。 ※委託せず自社のみで事業を実施する場合は、積算根拠となる資料を添付してください。

※アップロードできるファイルの種類は、pdf、jpg、jpeg、pngに限ります。
※最大5ファイルまで添付可能です。

② (変更後)採用事業者名

全角100文字以内で入力してください。

③ 変更申請入力(計画変更)



②(変更後)経費の見積書(不採用事業者)または業者選定理由書(様式7)

変更がある場合は登録してください。

※見積は原則2者分取得してください。価格合理性以外の理由で採用事業者を選定する場合には業者選定理由書を添付してください。

※2者の見積書を取得し、価格が安いほうを採用として添付してください。

※委託せず自社のみで事業を実施する場合は、 積算根拠となる資料を添付してください。

※アップロードできるファイルの種類はPDF、jpg、jpeg、pngに限ります。

※1ファイルあたりのファイルサイズは10MBまでです。

※最大5ファイルまで添付可能です。

② (変更後)補助対象事業に関して自己負担分経費を超えて生ずる収入有無:下記から選択

変更がある場合は更新してください。

- 該当あり
- ・該当なし

※自己負担分経費を超える販売や入場料、運賃等による収入が発生した場合は、事務局に対し収入が発生した旨の報告を行う必要があり、補助金から自己負担分経費を超えた収入分が減額されます。

※補助対象事業の結果により自己負担分経費収入が発生する見込みがある場合は、見込収入を 算出し、補助対象経費より自己負担分経費を超 える見込収入を引いて交付申請する必要があり ます。

② (変更後)経費全体合計(自動算出) 自動で入力されます。

② (変更後)補助申請額合計(自動算出) 自動で入力されます。

② (変更後)その他補足資料(1)

※必要に応じて補足する資料を提出できます。※アップロードできるファイルの種類はPDF、Jpg、Jpeg、png、Excel (.xlsx)、Word、PowerPoint (.pptx) に限ります。※1ファイルあたりのファイルサイズは10MB

 $\frac{1}{2}$ 17 $\frac{1}{2}$ 1

③ 変更申請入力(計画変更)



ステータス

- ・一時保存する
- ...入力が一時保存されます。
- ・経費を登録・更新する
- ...経費登録画面に遷移します。
- ・申請を完了する
- ...最終確認画面に遷移します。

※「一時保存する」、「経費を登録する」を選択した場合も、全ての必須項目を埋めてください。

※経費が登録されていない(経費全体合計額が0円)の場合、「申請を完了する」の選択肢は表示されません。 経費の登録完了後に「申請を完了する」 を選択してください。

④ 変更申請入力 (計画変更 | 経費の登録・更新の場合)

ステータス「経費を登録・更新する」を選んだ場合、一時保存確認画面へ移動します。



「送信」をクリックすると、申請内容を保存の上「経費登録・更新」へ進みます。 (※申請はされておりません。申請を行う場合は「申請を完了する」をクリックしてください)。

「戻る」をクリックすると編集画面に遷移します(※保存はされておりません)。



④ 変更申請入力 (計画変更 | 経費の登録・更新の場合)



「経費項目」で「(1)謝金」が選択された場合のみ表示

①経費区分:下記から選択

- 謝金
- ・旅費
- 賃金
- ·通信運搬費
- ·雑役務費
- ・消耗品費
- ・備品費
- ・借料・損料・使用料
- ・委託費
- ・工事請負費
- ・その他本事業に直接要する諸経費

②単価(円)

※カンマなし、半角数字10文字以内で入力してください。

③数量

※半角数字10文字以内で入力してください。

4単位

※「一式」でまとめずに、細分化してください。

※全角50文字以内で入力してください。

⑤金額

※自動で表示されます。

⑥使途(自由入力)

※補助対象事業に基づく経費の使用用途を端的に入力してください。

※全角100文字以内で入力してください。

下記項目は「経費項目」で「(1)謝金」が 選択された場合に表示されます。

⑦事業実施予定表(謝金)(様式8)

※1名分ずつ経費を登録し、ご提出くだ さい。

※アップロードできるファイルの種類は Excel (.xlsx) に限ります。

※1ファイルあたりのファイルサイズは 10MBまでです。

入力が完了したら「確認画面へ」ボタン をクリックしてください。

④ 変更申請入力 (計画変更 | 経費の登録・更新の場合)



経費登録の確認画面で入力内容を確認したら、「送信」ボタンをクリックして登録を完了してください。



④ 変更申請入力 (計画変更 | 経費の登録・更新の場合)



登録した経費の一覧は随時追加して表示 されます。

⑤ 変更申請一時保存

ステータス「一時保存」を選んだ場合、一時保存確認画面へ移動します。



一時保存確認画面

「送信」をクリックすると入力した内容が保存できます(※申請はされておりません。申請を行う場合は「申請を完了する」をクリックしてください)。

「戻る」をクリックすると編集画面に遷移します(※保存はされておりません)。



⑤ 変更申請一時保存(申請を再開する場合)

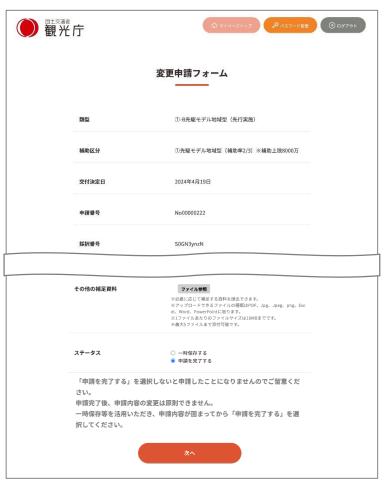


右上「マイページトップ」をクリックし、マイページトップ画面の「変更申請」から一時保存した申請一覧に遷移できます。申請を再開する場合は、該当の履歴の「編集」リンクをクリックして申請に進んでください。



⑥ 変更申請完了

全ての入力が完了したら、「変更申請フォーム」から申請を送信してください。



申請フォームの「ステータス」を

・申請を完了する

を選択して、「次へ」ボタンをクリックします。

⑥ 変更申請完了



申請内容を確認したら、「送信」ボタン をクリックして、申請を完了してくださ い。

※変更申請内容の審査中は、

「事故報告」「取り下げ・廃止申請」は できません。審査完了後、申請可能にな ります。



⑥ 変更申請完了

申請が完了すると、登録したメールアドレス宛に以下のような申請完了メールが送信されます。

<変更通知>オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局



オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局 <noreply@sustainable-tourism-suishin.go.jp>

こちらはオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局です。 以下の申請を受け付けました。ご登録いただいた内容を事務局にて確認、審査させていただき

審査結果については別途事務局よりご連絡させていただきます。

申請番号:15

類型: ①-B先駆モデル地域型(先行実施) 補助対象事業者名: 祐天寺温泉 申請の種類:登録事項変更

申請した内容はマイページからご確認いただけます。 $\square \not \cap \top \lor \mathsf{URL:https://www.sustainable-tourism-suishin.go.jp/orgArea/login}$

※このメールアドレスは配信専用です。 このメッセージに返信しないようお願いいたします。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局 問合せ先:050-3613-2112 (9:00~17:00 ※土日祝日及び年末年始を除く)

① 変更申請トップ



変更申請トップ画面に遷移します。 「事故報告申請する」をクリックして 申請に進みます。

② 事故報告申請入力



①申請事項

同意する場合、選択してください。

②事故の概要

ご入力ください。

③事故の主な原因

ご入力ください。

④事故に対する補助対象事業者の対処方針

ご入力ください。

⑤事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

ご入力ください。

⑥ステータス

- 一時保存する
- …入力が一時保存されます。

・申請を完了する

- …最終確認画面に遷移します。
- ※「一時保存する」を選択した場合も、 全ての必須項目を埋めてください。



③ 事故報告申請一時保存



一時保存確認画面

「送信」をクリックすると入力した内容が保存できます(※申請はされておりません。申請を行う場合は「申請を完了する」をクリックしてください)。

「戻る」をクリックすると編集画面に遷移します(※保存はされておりません)。



③ 事故報告申請一時保存(申請を再開する場合)



変更申請トップから「事故報告申請を更 新する」ボタンをクリックして申請に進 みます。

4 事故報告申請完了



全ての入力が完了したら、 申請フォームの「ステータス」を

・申請を完了する

を選択して、「次へ」ボタンをクリックします。

申請内容を確認したら、「送信」ボタン をクリックして、申請を完了してくださ い。

※事故報告申請の受付後、「変更申請」 「取り下げ・廃止申請」はできません。

④ 事故報告申請完了

申請が完了すると、登録したメールアドレス宛に以下のような申請完了メールが送信されます。

<申請受付完了>オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局



メーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局 <noreply@sustainable-tourism-suishin.go.jp>

こちらはオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局です。 以下の事故報告申請を受け付けました。ご登録いただいた内容を事務局にて確認、審査させて

審査結果については別途事務局よりご連絡させていただきます。

類型: ①-B先駆モデル地域型(先行実施) 補助対象事業者名: ユウテンジオンセン

【事前にご確認ください】

事故報告は、災害などやむを得ない事情により事業完了期限内に完了することができないと見 込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合において申請していただきます。 申請内容が事務局に認められた場合目つ、代金支払い済みの経費で事務局の審査を経て認めら れたものについて、本補助金の補助対象経費として取り扱います。

該当する方は、事故報告申請の承認後、事業(精算)完了期限である令和7年2月28日まで に、速やかに実績報告を行ってください。

申請した内容はマイページからご確認いただけます。

 \square グインURL : https://www.sustainable-tourism-suishin.go.jp/pj_login_area/login

※このメールアドレスは配信専用です。

このメッセージに返信しないようお願いいたします。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局 問合せ先:050-3613-2112 (9:00~17:00 ※土日祝日及び年末年始を除く)

① 変更申請トップ



変更申請トップ画面に遷移します。 「取り下げ・廃止申請する」をクリッ クして申請に進みます。

② 取り下げ・廃止申請(交付申請取り下げ)

下記画面は「申請の種類」が「交付申請取り下げ」の場合です。



①申請の種類

交付決定後30日以内に申請の取り下げを申請する場合は、「交付申請取り下げ」を選択してください。

上記以外の場合は、「事業の廃止」を選択してください。

②取り下げ申請同意

同意する場合、選択してください。

③申請の取り下げ理由

ご入力ください。

④ステータス

・一時保存する

...入力が一時保存されます。

・申請を完了する

...最終確認画面に遷移します。

※「一時保存する」を選択した場合も、 全ての必須項目を埋めてください。

③ 取り下げ・廃止申請(事業の廃止)

下記画面は「申請の種類」が「<mark>事業の廃止</mark>」の場合です。



①申請の種類

交付決定後30日以内に申請の取り下げ を申請する場合は、「交付申請取り下 げ」を選択してください。

上記以外の場合は、「事業の廃止」を選択してください。

②廃止申請同意

同意する場合、選択してください。

③廃止を必要とする理由

ご入力ください。

④補助対象事業の廃止の時期

数字にてご入力ください。 ※交付決定日から30日を経過していない と、補助対象事業の廃止ができません。

④ステータス

- ・一時保存する
- …入力が一時保存されます。

・申請を完了する

…最終確認画面に遷移します。

※「一時保存する」を選択した場合も、 全ての必須項目を埋めてください。

④ 取り下げ・廃止申請一時保存



一時保存確認画面

「送信」をクリックすると入力した内容が保存できます(※申請はされておりません。申請を行う場合は「申請を完了する」をクリックしてください)。

「戻る」をクリックすると編集画面に遷移します(※保存はされておりません)。



④ 取り下げ・廃止申請一時保存(申請を再開する場合)



変更申請トップから「取り下げ・ 廃止申請を更新する」ボタンをク リックして申請に進みます。

⑤ 取り下げ・廃止申請完了



全ての入力が完了したら、 申請フォームの「ステータス」を

・申請を完了する

を選択して、「次へ」ボタンをクリック します。

申請内容を確認したら、「送信」ボタン をクリックして、申請を完了してくださ い。

※取り下げ・廃止申請の受付後、「変更申請」「事故報告申請」はできません。

⑤ 取り下げ・廃止申請完了

申請が完了すると、登録したメールアドレス宛に以下のような申請完了メールが送信されます。

<申請受付完了>オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局



オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局 <noreply@sustainable-tourism-suishin.go.jp>

こちらはオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局です。 以下の申請を受け付けました。ご登録いただいた内容を事務局にて確認、審査させていただき ます。

審査結果については別途事務局よりご連絡させていただきます。

申請番号:12

類型:①-B先駆モデル地域型(先行実施)補助対象事業者名: 祐天寺温泉 申請の種類:交付申請取り下げ

申請した内容はマイページからご確認いただけます。

 \square グインURL: https://www.sustainable-tourism-suishin.go.jp/pj_login_area/logi

※このメールアドレスは配信専用です。

このメッセージに返信しないようお願いいたします。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業事務局 問合せ先:050-3613-2112(9:00~17:00 ※土日祝日及び年末年始を除く)